

証券コード 3063

2023年5月15日

(電子提供措置の開始日2023年5月8日)

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目4番28号
株式会社ジェイグループホールディングス
代表取締役社長 中 川 晃 成

第22回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会には「合併契約承認の件」を議案として上程いたしますが、この議案につきまして、会社法第322条第1項第7号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第22回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jgroup.jp/ir/library/shareholder.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年5月29日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月30日（火曜日）午前11時00分
2. 場 所 名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー16階 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）
計算書類報告の件

決議事項

【第22回定時株主総会】

- 第1号議案 合併契約承認の件
- 第2号議案 剰余金処分の件
- 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第4号議案 資本剰余金の利益剰余金への振替の件
- 第5号議案 定款一部変更の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第8号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第10号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第11号議案 会計監査人選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

- 議 案 合併契約承認の件

4. 議決権の行使に関する事項

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
なお、インターネットによる議決権行使方法についての詳細は、本招集ご通知3～4ページをご参照ください。
- ③書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」、株式会社ジェイプロジェクト及び株式会社ジェイブライダルの最終事業年度に係る計算書類等につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年5月30日（火曜日）
午前11時

場 所

名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー16階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年5月29日（月曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

詳細は次ページをご参照ください。

行使期限

2023年5月29日（月曜日）午後6時受付分まで

議 決 権 の
重 複 行 使 の
取 扱 方 法

- (1) 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

[ご留意事項]

- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ・株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2023年5月29日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」および「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】

株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、行動制限の緩和により、個人消費の回復が期待されますが、エネルギー価格の上昇や円安に伴う物価上昇、ウクライナ情勢の長期化など、依然として先行き不透明な状態が続いております。

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症が経済活動に及ぼす影響が軽減されつつあり、外食需要は一定の回復基調が見られます。しかし、食材の仕入価格や光熱費、人件費等の高騰に加え、コロナ禍におけるライフスタイルの変化によって、大人数の宴会需要や夜間の利用客が減少するなど、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、お客様や店舗スタッフへの安全面等を考慮し、店舗の営業を順次正常化しています。また、人員配置の適正化や生産性の向上、本社費用の削減に引き続き取り組むとともにアフターコロナを見据えた業態開発に注力いたしました。当連結会計年度の直営店の出退店におきましては、4店舗を新規出店し、7店舗をリニューアルし、16店舗を閉店いたしました。これらにより、2023年2月末日現在の業態数及び店舗数は、65業態118店舗(国内116店舗、海外2店舗)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,013百万円(前年同期比70.4%増)、営業損失は1,032百万円(前年同期は営業損失1,888百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は549百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失602百万円)となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

a. 飲食事業

新規出店といたしましては、2022年3月「大阪王将」(名古屋市千種区)、10月「寿司と天ぶらとわたくし」(名古屋市名東区)、「大阪王将」(名古屋市名東区)、2023年2月「かわしまファーマーズ」(岐阜県各務原市)を新規オープンいたしました。

リニューアルでは、2022年9月「おぎぶ」(京都市中京区)を「寿司と串とわたくし」、「サーモンパンチ」(静岡市葵区)を「きばくもん」、10月「光蔵」(名古屋市中区)を「昔の矢場とん」、「かまくらハンバーグスタンド」(名古屋市西区)を「うしじま洋食店」、11月「チカイチ」(名古屋市西区)を「吟醸マグロ」、2023年2月「サーモンパンチ」(愛知県豊田市)を「吟醸マグロ」、「旬道大地」(名古屋市中村区)を「すしつま」にリニューアルオープンいたしました。

また、2022年3月「TODOS」(東京都港区)、「スワイチャン」(名古屋市中区)、4月「新九」(名古屋市中村区)、「サーモンパンチ」(東京都豊島区)、6月「まほろバル」(名古屋市中区)、「モツハラ」(愛知県刈谷市)、8月「MouMouCafe」(愛知県豊橋市)、「きじょうもん」(静岡市葵区)、「てしごと家」(名古屋市熱田区)、「せきや」(名古屋市熱田区)、9月「THE03」(名古屋市中区)、12月「紅白」(東京都江東区)、2023年2月「La Boca Gastronomia」(名古屋市中区)、「MouMouCafe」(静岡市葵区)を閉店いたしました。

その結果、飲食事業における売上高は7,189百万円(前年同期比108.7%増)、営業損失は657百万円(前年同期は営業損失1,169百万円)となりました。

b. 不動産事業

テナントビル「EXIT NISHIKI」や「j G金山」などの賃貸収入が安定的な収益に寄与いたしました。前期の不動産売却の影響を大きく受けました。

その結果、不動産事業における売上高は1,496百万円(前年同期比27.1%減)、営業利益は161百万円(同1.6%増)となりました。

c. ブライダル事業

前年同期に比べ婚礼の施工組数や受注残数においては一定程度の回復の兆しは見られたものの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けました。

その結果、ブライダル事業における売上高は322百万円(前年同期比25.1%増)、営業損失は56百万円(前年同期は営業損失63百万円)となりました。

d. 人材派遣事業

人材派遣事業における売上高は112百万円(前年同期比93.1%増)、営業損失は108百万円(前年同期は営業損失63百万円)となりました。

e. その他の事業

卸売業及びサウナ事業等のその他の事業における売上高は194百万円(前年同期比74.3%増)、営業損失は44百万円(前年同期は営業利益9百万円)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、151百万円（店舗の賃借等に伴う差入保証金16百万円を含む）で、その主なものは、下記の新規出店、改装等によるものであります。

	物 件 名	開業日・改装日
新規出店	大阪王将 池下店	2022年3月
	寿司と天ぷらとわたくし 藤が丘店	2022年10月
	大阪王将 藤が丘店	2022年10月
	かわしまファーマーズ	2023年2月
改装	寿司と串とわたくし 三条大橋店	2022年9月
	きばくもん 静岡呉服町店	2022年9月
	昔の矢場とん 錦三丁目店	2022年10月
	うしじま洋食店	2022年10月
	吟醸マグロ 名古屋ルーセントタワー店	2022年11月
	吟醸マグロ 豊田店	2023年2月
	すしつま	2023年2月

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、第2回新株予約権の発行及び行使により、873,971千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2020年 2 月期)	第 20 期 (2021年 2 月期)	第 21 期 (2022年 2 月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2023年 2 月期)
売 上 高(千円)	14,210,706	6,700,762	4,703,780	8,013,477
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	8,030	△1,465,283	△1,900,433	△901,749
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△174,676	△2,352,399	△602,592	△549,725
1株当たり当期純損失(△)(円)	△19.17	△249.33	△63.31	△57.70
総 資 産(千円)	11,499,355	10,931,549	10,743,551	9,324,656
純 資 産(千円)	2,467,064	214,310	891,234	1,160,833
1株当たり純資産額(円)	252.36	14.27	△46.01	△19.02

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2020年 2 月期)	第 20 期 (2021年 2 月期)	第 21 期 (2022年 2 月期)	第 22 期 (当事業年度) (2023年 2 月期)
売 上 高(千円)	3,350,910	4,493,093	2,127,634	1,826,814
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	194,013	588,875	△456,952	△138,170
当期純損失(△)(千円)	△15,981	△1,533,276	△623,468	△1,997,977
1株当たり当期純損失(△)(円)	△1.75	△162.51	△65.47	△190.64
総 資 産(千円)	6,558,051	5,457,062	5,380,197	4,335,794
純 資 産(千円)	3,045,855	1,620,249	2,330,205	1,207,199
1株当たり純資産額(円)	326.08	168.23	105.06	△12.86

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジェイプロジェクト	10,000千円	100.0%	飲食事業
株式会社ジェイブライダル	10,000千円	100.0%	ブライダル事業
株式会社ジェイフィールド	10,000千円	100.0%	食品等の卸売業
株式会社ボカディレクション	5,000千円	100.0%	飲食事業
NEW FIELD BANGKOK CO., LTD.	4,000千バーツ	85.0%	飲食事業
NEW FIELD NEW YORK LLC	100,000米ドル	100.0%	飲食事業
KAKEHASHI, S. L. U.	74,710ユーロ	100.0%	飲食事業
株式会社かわ屋インターナショナル	50,000千円	50.0%	フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟の募集
株式会社かわ屋東京	100千円	50.0%	飲食事業
株式会社ジェイアセット	10,000千円	100.0%	不動産事業
株式会社ジェイキャスト	20,000千円	100.0%	人材派遣業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策に伴う休業・営業時間短縮の影響などにより、前連結会計年度と当連結会計年度において営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。これにより、金融機関と締結した金銭消費貸借契約における財務制限条項に抵触いたしました。借入先の金融機関に対しては、期限の利益の喪失に関わる条項を適用することなく、当該契約を継続するよう申し入れております。また、手許資金も十分確保しており、当面の資金状況は安定的に推移する見通しです。

当社グループの中核である飲食事業においては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴うエネルギー価格や原材料価格の高騰、人手不足の深刻化など、引き続き不透明な状況であります。行動制限の緩和や2023年5月からの新型コロナウイルス感染症の分類が5類に引き下げられるなど、外食需要の回復が見込まれます。

その上で、以下の課題に取り組み、当社グループの強みである「人間力」「多業態展開」を大切にしながら、より競争力があり、永続出来る会社に進化することを目指します。

① グループ全体の生産性向上

間接部門のコストパフォーマンスの向上、低収益事業・エリアの撤退及び改善、好調な業態へのリニューアル推進により、グループ全体の生産性向上に取り組みます。

② 店舗の魅力と生産性の向上

オペレーションの効率化を通じ人時生産性の向上に取り組むとともに、強みである現場力に加えWEB販促の充実により、魅力の向上、情報発信の強化に取り組みます。

③ 知恵と工夫を集結する文化、働きやすい職場、風土の醸成

組織の縦横のつながりや情報共有度を高め、従来以上にモノを言える・議論が活発となる場づくりに取り組むとともに、柔軟な勤務体系等の働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

当社グループは、飲食事業を中心に、不動産事業、ブライダル事業、人材派遣事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 飲食事業

居酒屋、レストラン等での飲食サービスの提供を行っております。

② 不動産事業

不動産の賃貸及び管理業務等を行っております。

③ ブライダル事業

結婚式の企画運営、挙式・披露宴サービスの提供を行っております。

④ 人材派遣事業

他社への人材派遣業務を行っております。

⑤ その他の事業

卸売業及びサウナ事業等を行っております。

(6) 主要な事業所 (2023年2月28日現在)

本 社 名古屋市中区栄三丁目4番28号

東京支店 東京都中央区銀座八丁目3番先

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
芋蔵	17	東京都7店 愛知県5店 神奈川県2店 宮城県1店 静岡県1店 京都府1店
博多かわ屋	8	愛知県6店 東京都1店 静岡県1店
吟醸マグロ	5	愛知県3店 東京都1店 神奈川県1店
きばくもん	5	愛知県4店 静岡県1店
サーモンパンチ	4	愛知県3店 東京都1店
ほっこり	3	愛知県2店 東京都1店
その他	70	愛知県48店 東京都9店 宮城県2店 京都府2店 千葉県2店 静岡県1店 神奈川県1店 兵庫県1店 滋賀県1店 岐阜県1店 ニューヨーク1店 バルセロナ1店

(注) 店舗数はフランチャイズ店舗を除く当社グループ直営の店舗数であります。

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	291 (302)名	49名減 (182名増)
不動産事業	1 (-)名	- (-)
ブライダル事業	- (1)名	7名減 (1名増)
人材派遣事業	38 (1)名	38名増 (1名増)
その他の事業	- (-)名	41名減 (-)
管理部門	37 (1)名	1名減 (1名増)
合計	367 (305)名	60名減 (185名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36(1)名	3名減 (1名増)	41.1歳	10.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社りそな銀行	2,783,185
株式会社日本政策金融公庫	1,714,700
株式会社商工組合中央金庫	1,075,267

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年2月28日現在）

- | | | |
|--------------|--------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 18,000,000株 |
| | A種種類株式 | 1,000株 |
| | B種種類株式 | 1,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 11,745,100株 |
| | A種種類株式 | 300株 |
| | B種種類株式 | 1,000株 |
| ③ 株主数 | 普通株式 | 26,636名 |
| | A種種類株式 | 1名 |
| | B種種類株式 | 1名 |
| ④ 大株主（上位10名） | | |

株主名	持株数	持株比率
有限会社ニューフィールド	普通株式 1,870,900株 A種種類株式 300株	16.21%
サントリー株式会社	普通株式 300,000株	2.60%
松永圭司	普通株式 249,600株	2.16%
安田博	普通株式 206,000株	1.78%
新田二郎	普通株式 200,000株	1.73%
林芳郎	普通株式 192,000株	1.66%
林裕二	普通株式 144,400株	1.25%
二村篤志	普通株式 122,000株	1.06%
石川智巳	普通株式 101,400株	0.88%
新田浩雅	普通株式 70,000株	0.61%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（普通株式200,153株）を控除して計算しております。
2. 上記大株主には、自己株式（普通株式200,153株）は含まれておりません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第2回新株予約権（2022年4月25日取締役会決議）

新株予約権の数 20,000個（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の払込金額 1個につき460円

新株予約権の行使価額 当初行使価額559円

行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。

上限行使価額はありません。

下限行使価額280円

新株予約権の行使期間 2022年5月12日から2025年5月12日まで

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	新 田 二 郎	株式会社ジェイプロジェクト取締役
代表取締役社長	中 川 晃 成	株式会社ジェイプロジェクト取締役 株式会社フードプラス・ホールディングス社外取締役
取締役副社長	林 芳 郎	株式会社ジェイプロジェクト取締役 株式会社ジェイプライダル取締役 株式会社ジェイフィールド代表取締役 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締役
常務取締役	林 裕 二	株式会社ジェイプロジェクト代表取締役
取締役	細 野 順 三	freebalance株式会社代表取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社社外監査役 株式会社海帆社外監査役 株式会社テイクユー社外監査役
取締役	玉 田 貴 彦	玉田貴彦税理士事務所所長 税理士 東陽監査法人社員
常勤監査役	安 田 博	株式会社ジェイプロジェクト監査役
監査役	安 達 幸 子	
監査役	黒 田 和 貴	黒田和貴税理士事務所代表 税理士 株式会社ジェイプライダル監査役

- (注) 1. 取締役細野順三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役安達幸子氏及び監査役黒田和貴氏は、社外監査役であります。
3. 監査役黒田和貴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役細野順三氏、監査役安達幸子氏及び監査役黒田和貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役である細野順三氏、監査役である安田博氏、安達幸子氏及び黒田和貴氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を填補されることとしております。当該保険の概要等は以下のとおりです。

1) 被保険者の範囲

当社取締役、監査役、業務執行役員、重要な使用人

2) 保険契約の内容の概要

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は当社が負担しております。

②店舗の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1)	110百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	16 (8)
合 計 (うち社外役員)	9 (3)	127 (11)

(注) 1. 2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。

- 1) 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。
- 2) 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、在任年数、経営に対する貢献度、当社の業績・経営環境等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。
2. 取締役の報酬限度額は、2004年5月26日開催の第3回定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、別枠で、2013年5月29日開催の第12回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。
3. 個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役 新田 二郎 がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定についてのものとします。
これらの権限を委任した理由は、グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うのに最も適しているのが代表取締役であるからです。
4. 監査役の報酬限度額は、2004年5月26日開催の第3回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

ロ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が、役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は600千円であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、ソルト・コンソーシアム株式会社、株式会社海帆及び株式会社テイクユーの社外監査役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役黒田和貴氏は、黒田和貴税理士事務所の代表を兼務し、株式会社ジェイブライダルの監査役であります。なお、株式会社ジェイブライダルは当社の子会社であります。また、黒田和貴税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 細野 順 三	19回	100%	-	-
監査役 安達 幸子	19	100	12回	100%
監査役 黒田 和 貴	19	100	12	100

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役細野順三氏は、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験や企業経営者としての経験・知見に基づき、コロナ禍における同業他社の動向等について、適宜、客観的視点から議案の審議に必要な発言を行っております。
- ・監査役安達幸子氏は、他社での役員経験等の豊富な業務経験に基づき、主にコーポレート・ガバナンスの見地から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。
- ・監査役黒田和貴氏は、税理士としての見識に基づき、主に財務及び会計的な見地から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。

5. 会計監査人の状況

① 名称

フロンティア監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会が、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 全ての役員及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底する。
- 取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役会へ報告する。
- 社外監査役を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実を図る。
- コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
- 法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正することを目的のひとつとして、社内外への通報システムを整備する。
- 情報資産を適切に管理・利用するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、体制整備に努める。
- いかなる場合においても反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供せず、反社会的勢力排除のための規程を定め、これを遵守する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を書面又は電磁的媒体に記録し、社内規程に基づき適切に保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 各本部、支店、部・室、課、店舗等の長は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を超える事業を行う場合は、「職務権限規程」に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された事業の遂行に伴う損失の危険を管理する。
- 本部長及び室長は、当該本部及び室で起こりえる各種の事業リスクを想定し、予めリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。
- 不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役会等に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督する。
 - ・取締役の職務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用する。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。
 - ・経営の効率性及び透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応していくため、執行役員以上によって構成される幹部会議を毎月1回以上開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。幹部会議では、取締役会決議事項の予備的な審議の充実を図るとともに、個別課題の審議及び決定、業務の執行状況の報告等を行う。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・企業集団における業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、子会社が行う重要な意思決定については当社の承認が必要な旨を定め、適切な子会社管理と指導を行う。
 - ・当社は、毎月1回、当社及び子会社の取締役が出席するグループ会社報告会を開催し、当社子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。
 - ・当社の監査役は、業務及び財産状況の調査において、当社はもとより、必要に応じて子会社からの報告を求め、また子会社に赴き調査を行う。
 - ・子会社はその事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。
 - ・子会社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの定めるコンプライアンス基本規程に従う。
 - ・当社のグループ監査室は、内部監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導等を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、管理本部等が適宜監査役の補助体制をとることとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前号の使用人は、監査業務に必要な指示命令に関して取締役の指示命令を受け

ず、取締役から独立してその職務を遂行する。また、その独立性を確保するため、使用人の任命及び解任並びに人事異動について、監査役が異議を申し出た場合には、取締役会等において適切に対処する。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項あるいは著しい損害を及ぼす事実が発生、又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役から要請がある場合はその事項を、監査役に対し速やかに報告する。また、上記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとし、当社は必要な報告体制の整備充実に努める。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、取締役会及び社内的重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
- ・ 監査役は、会計監査人、内部監査担当者等と相互に連携して監査を実施する。当社は必要に応じて、監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部の有識者を活用することが出来る体制を確保し、監査業務の円滑な推進に努める。
- ・ 監査役と代表取締役との意見交換の場を定期的に設け、適正な監査の実現に努める。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針及び関連規程を定め、必要な体制を整備する。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年4月20日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定し、改定後も内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

また、当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、幹部会議、本支店部長会議等主要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,930,609	流 動 負 債	2,024,911
現金及び預金	1,357,800	買 掛 金	232,203
売 掛 金	290,790	一年以内償還予定の社債	10,000
棚 卸 資 産	85,668	一年以内返済予定長期借入金	507,223
未 収 入 金	34,160	未 払 金	723,875
そ の 他	162,190	リ ー ス 債 務	1,800
固 定 資 産	7,393,861	未 払 法 人 税 等	9,649
有 形 固 定 資 産	6,030,837	未 払 消 費 税 等	198,884
建物及び構築物	2,198,269	株 主 優 待 引 当 金	17,809
工 具 器 具 備 品	162,341	預 り 金	220,009
土 地	3,620,761	そ の 他	103,456
リ ー ス 資 産	46,786	固 定 負 債	6,138,912
そ の 他	2,678	社 債	5,000
無 形 固 定 資 産	327,904	長 期 借 入 金	5,273,498
の れ ん	323,787	繰 延 税 金 負 債	665,278
そ の 他	4,117	資 産 除 去 債 務	73,442
投資その他の資産	1,035,119	そ の 他	121,692
投資有価証券	7,330	負 債 合 計	8,163,823
差入保証金	909,356	純 資 産 の 部	
そ の 他	148,486	株 主 資 本	1,196,232
貸倒引当金	△30,053	資 本 金	58,980
繰延資産	185	資 本 剰 余 金	5,262,943
社債発行費	185	利 益 剰 余 金	△4,049,568
資産合計	9,324,656	自 己 株 式	△76,122
		その他の包括利益累計額	△60,831
		為替換算調整勘定	△60,831
		新 株 予 約 権	700
		非 支 配 株 主 持 分	24,730
		純 資 産 合 計	1,160,833
		負債純資産合計	9,324,656

連結損益計算書

(自 2022年3月1日)
(至 2023年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,013,477
売上原価	2,789,331
売上総利益	5,224,146
販売費及び一般管理費	6,256,737
営業損失 (△)	△1,032,590
営業外収益	232,995
受取利息	116
為替差益	32,938
金利スワップ評価益	146,177
協賛金収入	24,009
その他	29,754
営業外費用	102,155
支払利息	73,960
その他	28,194
経常損失 (△)	△901,749
特別利益	704,030
固定資産売却益	964
貸倒引当金戻入額	18,199
助成金収入	684,866
特別損失	335,212
固定資産売却損	721
固定資産除却損	3,657
店舗閉鎖損失	71,895
減損損失	120,918
店舗臨時休業による損失	109,966
その他	28,052
税金等調整前当期純損失 (△)	△532,931
法人税、住民税及び事業税	11,908
法人税等調整額	6,159
当期純損失 (△)	△550,998
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,273
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△549,725

連結株主資本等変動計算書

（自 2022年3月1日）
（至 2023年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	50,000	4,397,652	△3,489,693	△76,122	881,836
会計方針の変更による累積的影響額			△10,150		△10,150
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,000	4,397,652	△3,499,843	△76,122	871,686
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	437,135	437,135			874,271
親会社株主に帰属する当期純損失			△549,725		△549,725
資本金から剰余金への振替	△428,155	428,155			-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	8,980	865,290	△549,725		324,546
当 期 末 残 高	58,980	5,262,943	△4,049,568	△76,122	1,196,232

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△16,606	△16,606	-	26,004	891,234
会計方針の変更による累積的影響額					△10,150
会計方針の変更を反映した当期首残高	△16,606	△16,606	-	26,004	881,084
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）					874,271
親会社株主に帰属する当期純損失					△549,725
資本金から剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△44,224	△44,224	700	△1,273	△44,797
連結会計年度中の変動額合計	△44,224	△44,224	700	△1,273	279,748
当 期 末 残 高	△60,831	△60,831	700	24,730	1,160,833

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|---|
| ・連結子会社の数 | 11社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社ジェイプロジェクト
株式会社ジェイプライダル
株式会社ジェイフィールド
株式会社ボカディレクション
NEW FIELD BANGKOK CO., LTD.
NEW FIELD NEW YORK LLC
株式会社かわ屋インターナショナル
株式会社かわ屋東京
株式会社ジェイアセット
KAKEHASHI, S. L. U.
株式会社ジェイキャスト |

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|----------|--------------|
| ・関連会社の数 | 1社 |
| ・関連会社の名称 | 株式会社ローズネット販売 |

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち NEW FIELD BANGKOK CO., LTD. と NEW FIELD NEW YORK LLC 及び KAKEHASHI, S. L. U. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。また株式会社かわ屋東京の決算日は5月31日ですが、連結計算書類の作成にあたり、1月31日時点で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ	時価法
ハ. 棚卸資産 商品、原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法（一部先入先出法）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
② 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
イ. 有形固定資産	有形固定資産は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 2～47年 車両運搬具 2～6年 工具器具備品 2～15年 なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却によっております。
ロ. 無形固定資産	定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
ハ. リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
ニ. 長期前払費用	均等償却を採用しております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
③ 繰延資産の処理方法	
社債発行費	社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。
④ 重要な引当金の計上基準	
イ. 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ. 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
ハ. 株主優待引当金	株主優待制度に基づく将来の費用の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．飲食事業に係る収益認識

居酒屋・レストラン等の飲食店運営によるサービスの提供による収益は、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ロ．不動産事業に係る収益認識

不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に収益を認識しております。

ハ．ブライダル事業に係る収益認識

ブライダルサービスの提供による収益は、挙式・披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。

ニ．人材派遣事業に係る収益認識

人材派遣事業による収益は、契約に基づき労働力を提供する義務を負うことから、当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ．ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの効果がおよぶ期間（5～20年間）の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、加盟金収入については、従来、フランチャイズ契約時に一括して収益認識する方法によっておりましたが、契約期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従来の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、利益剰余金は4,350千円減少し、その他流動負債に含まれる前受収益は4,350千円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は5,800千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ同額減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は10,150千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。また、「6. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	連結貸借対照表計上額	減損損失計上額
飲食店舗に係る固定資産	844,387千円	120,918千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、店舗の固定資産の減損の兆候の有無を把握する際には、店舗を独立したキャッシュ・フロー生成単位としております。

当社グループは、減損の兆候があると識別した資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる数値には、当社グループの各事業の収益及び営業利益の予測についての重要な仮定が含まれております。新型コロナウイルス感染症の影響は引き続き注視していく必要がありますが、2023年5月8日付で新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類へ引き下げられることを政府が発表しており、外食需要の回復が見込まれることから翌連結会計年度の上期以降の売上高は概ね感染拡大前の水準近くまで回復すると仮定しております。上述の仮定が見込まれなくなった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	1,166,081千円
土地	2,659,140千円
計	3,825,222千円

担保付債務は次のとおりであります。

一年以内返済予定長期借入金	154,750千円
長期借入金	2,451,153千円
計	2,605,903千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,255,963千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,897,400	1,847,700	-	11,745,100
A種種類株式	300	-	-	300
B種種類株式	1,000	-	-	1,000
合計	9,898,700	1,847,700	-	11,746,400
自己株式				
普通株式	200,153	-	-	200,153
合計	200,153	-	-	200,153

(注) 発行済株式の普通株式の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への継続的な安定配当を基本とし、業績の推移と中長期事業計画を勘案して実施しております。当期の配当につきましては、前期までの当期純損失計上による純資産の毀損に鑑み、事業リスクを考慮した健全な財務体質への回復を優先すべきと判断し、誠に遺憾ではございますが、普通株式及びA種種類株式につきましては無配とさせていただき、B種種類株式につきましては発行時に定めた所定の計算による配当を実施したいと存じます。

当社といたしましては、中期経営計画の重点施策を着実に実行するとともに、財務基盤の早期安定化、安定的な収益力の構築を図り、早期に普通株主及びA種種類株主の皆様へ復配できるよう努めてまいります。

なお、B種種類株式に対する配当につきましては、その他資本剰余金を原資として、以下のとおり実施したいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

B種種類株式1株につき40,113円97銭

総額40,113,970円

3. 剰余金の配当の効力が生ずる日

2023年5月31日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類及び数

普通株式 152,300株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金に限定し、資金調達については、主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は全て2ヶ月以内のものであります。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びリース債務の用途は、主に設備投資目的であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して、支払利息の固定化を実施しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクは、担当部署が信用状態を検証し、相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

また、デリバティブ取引を利用して金利等の変動リスクをヘッジしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券	7,300	5,250	△2,050
② 差入保証金	909,356	814,835	△94,520
③ 社債	(15,000)	(14,996)	△3
④ 長期借入金	(5,780,721)	(5,684,517)	△96,204
⑤ リース債務	(1,800)	(1,807)	6
⑥ デリバティブ取引	3,245	3,245	-

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略して
しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察出来ないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	-	3,245	-	3,245

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	5,250	-	5,250
差入保証金	-	814,835	-	814,835
社債	-	14,996	-	14,996
長期借入金	-	5,684,517	-	5,684,517
リース債務	-	1,807	-	1,807

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップの評価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

当社が保有している株式方式のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛知県において、賃貸用の不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,260,496	174,739	2,435,236	2,416,756

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度増減額は、使用目的の変更による増加220,058千円及び減価償却による減少45,318千円であります。
 3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	飲食	不動産	ブライダル	人材派遣	計		
直営店売上	6,815,766	—	322,177	66,165	7,204,109	185,061	7,389,170
F C売上	308,515	—	—	—	308,515	—	308,515
店舗外売上	13,816	—	—	—	13,816	—	13,816
顧客との契約から生じる収益	7,138,098	—	322,177	66,165	7,526,441	185,061	7,711,502
その他の収益(注) 2	—	301,975	—	—	301,975	—	301,975
外部顧客への売上高	7,138,098	301,975	322,177	66,165	7,828,416	185,061	8,013,477

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売業及びサウナ事業等を含んでおります。

2. 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △19円2銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △57円70銭 |

10. 固定資産の減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途場所	種別	減損損失
飲食店舗 愛知県、東京都他 21店舗	建物及び構築物	80,192千円
	工具器具備品	16,284千円
	その他	24,440千円
	計	120,918千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。店舗については収益性の低下により営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額120,918千円を減損損失として特別損失に計上しております。

また、資産グループ毎の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.5%で割引いて算定しております。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

飲食事業における出店の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて1年から25年と見積り、割引率は0～1.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	97,907千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,210千円
時の経過による調整額	16千円
資産除去債務の履行による減少額	△30,134千円
見積りの変更による増加額	4,442千円
期末残高	73,442千円

(4) 資産除去債務の見積りの変更の内容

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴う、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額4,442千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月17日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤井 幸雄
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 本郷 大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続出来なくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,056,862	流動負債	372,519
現金及び預金	864,144	一年以内返済予定長期借入金	163,766
貯蔵品	1,804	リース債務	1,800
前払費用	91,354	未払金	59,533
未収入金	96,078	未払費用	1,226
その他	3,480	未払法人税等	1,926
固定資産	3,278,931	未払消費税等	12,993
有形固定資産	1,893,600	株主優待引当金	17,809
建物及び構築物	480,387	預り金	99,062
車両運搬具	984	その他	14,400
工具器具備品	4,481	固定負債	2,756,075
土地	1,358,279	長期借入金	917,931
リース資産	49,467	預り保証金	84,066
無形固定資産	1,904	関係会社事業損失引当金	1,754,000
商標権	1,584	その他	77
ソフトウェア	50	負債合計	3,128,594
その他	270	純資産の部	
投資その他の資産	1,383,426	株主資本	1,206,499
投資有価証券	7,010	資本金	58,980
関係会社株式	400,000	資本剰余金	5,268,971
長期貸付金	4,001	資本準備金	48,980
関係会社長期貸付金	1,798,817	その他資本剰余金	5,219,991
保険積立金	19,505	利益剰余金	△4,045,330
長期前払費用	28,085	その他利益剰余金	△4,045,330
差入保証金	826,587	繰越利益剰余金	△4,045,330
その他	25,536	自己株式	△76,122
貸倒引当金	△1,726,116	新株予約権	700
資産合計	4,335,794	純資産合計	1,207,199
		負債純資産合計	4,335,794

損益計算書

(自 2022年3月1日)
(至 2023年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,826,814
売 上 原 価	1,144,598
売 上 総 利 益	682,216
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	789,751
営 業 損 失 (△)	△107,535
営 業 外 収 益	51,404
受 取 利 息	12
受 取 配 当 金	0
協 賛 金 収 入	259
賃 貸 料 収 入	10,574
提 携 料 収 入	33,670
為 替 差 益	359
そ の 他	6,527
営 業 外 費 用	82,039
支 払 利 息	13,925
出 向 者 給 与	33,317
賃 貸 費 用	20,969
そ の 他	13,827
経 常 損 失 (△)	△138,170
特 別 利 益	86,459
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	81,688
助 成 金 収 入	4,770
特 別 損 失	1,944,337
固 定 資 産 除 却 損	25,501
関 係 会 社 株 式 評 価 損	20,000
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,549,000
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	349,835
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△1,996,048
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,928
当 期 純 損 失 (△)	△1,997,977

株主資本等変動計算書

（自 2022年3月1日）
（至 2023年2月28日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その他利益剰余金	利益剰余金計
				繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	50,000	-	4,403,680	4,403,680	△2,047,353	△2,047,353
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	437,135	437,135		437,135		
当 期 純 損 失 (△)					△1,997,977	△1,997,977
資本金から剰余金への振替	△428,155		428,155	428,155		
準備金から剰余金への振替		△388,155	388,155	-		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	8,980	48,980	816,310	865,290	△1,997,977	△1,997,977
当 期 末 残 高	58,980	48,980	5,219,991	5,268,971	△4,045,330	△4,045,330

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 計		
当 期 首 残 高	△76,122	2,330,205	-	2,330,205
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)		874,271		874,271
当 期 純 損 失 (△)		△1,997,977		△1,997,977
資本金から剰余金への振替		-		-
準備金から剰余金への振替		-		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			700	700
事業年度中の変動額合計	-	△1,123,706	700	△1,123,005
当 期 末 残 高	△76,122	1,206,499	700	1,207,199

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

車両運搬具 2～6年

工具器具備品 2～10年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に基づく将来の費用の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態及び将来の回復見込等を個別に勘案し、損失見込額を見積計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は不動産の賃貸等による収益及び子会社からの経営指導料となります。不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し指導、助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	400,000千円
関係会社株式評価損	20,000千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。ただし、関係会社株式の実質価額の算定にあたっては、将来の事業計画に基づく超過収益力等を反映させており、その超過収益力等の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。そのため、将来の事業計画などの見積りの前提条件に変化があった場合は、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社貸付金の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金	1,798,817千円
貸倒引当金	1,699,029千円
貸倒引当金繰入額	261,260千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社貸付金について、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当該回収不能見込額の見積りにあたっては、各関係会社の将来の業績及び財政状態に関する事業計画を考慮した上で、支払能力を総合的に判断しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況の変動による影響を受けるため、関係会社の事業が計画通りに進捗しない場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 関係会社事業損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社事業損失引当金	1,754,000千円
関係会社事業損失引当金繰入額	1,549,000千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 引当金の計上基準 ③ 関係会社事業損失引当金」に記載のとおり、関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態及び将来の回復見込等を個別に勘案し、関係会社の債務超過額を関係会社事業損失引当金として見積計上しております。

新型コロナウイルス感染症の影響は引き続き注視していく必要がありますが、2023年5月8日付で新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類へ引き下げられることを政府が発表しており、外食需要の回復が見込まれることから、翌事業年度の上期以降の売上高は概ね感染拡大前の水準近くまで回復すると仮定しております。上述の仮定が見込まれなくなった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	298,642千円
土地	396,658千円
計	695,300千円

担保付債務は次のとおりであります。

一年以内返済予定長期借入金	71,916千円
長期借入金	266,781千円
計	338,697千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 674,235千円

(3) 偶発債務

債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

㈱ジェイプロジェクト	150,734千円
㈱ジェイプライダル	2,536千円
㈱ジェイアセット	2,267,206千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高	1,660,780千円
その他の営業取引高	45,625千円

② 営業取引以外の取引による取引高 45,796千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 200,153株

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種 類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱ジェイブ プロジェクト	(所有) 直接100.0	役員の兼任	不動産の賃貸 設備の賃貸 経営指導 資金の援助 債務の保証	不動産の 賃貸 (注1)	1,012,686	関係会社長 期貸付金 (注3) (注4)	1,317,564
					設備の賃貸 (注1)	9,722		
					提携料収入 (注1)	14,802		
					経営指導料 (注1)	509,741		
					債務保証 (注2)	150,734		
子会社	NEW FIELD NEW YORK LLC	(所有) 直接100.0	—	経営指導 資金の援助	—	—	関係会社長 期貸付金 (注3) (注4)	155,206
子会社	KAKEHASHI , S. L. U.	(所有) 直接100.0	—	経営指導 資金の援助	—	—	関係会社長 期貸付金 (注3) (注4)	124,519
子会社	㈱ジェイア セット	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の援助 債務の保証	債務保証 (注2)	2,267,206	関係会社長 期貸付金 (注3)	35,541
子会社	㈱ボカデイ レクション	(所有) 間接100.0	役員の兼任	経営指導 資金の援助	—	—	関係会社長 期貸付金 (注3) (注4)	78,472
子会社	㈱ジェイキ ヤスト	(所有) 直接100.0	役員の兼任	経営指導 資金の援助	—	—	関係会社長 期貸付金 (注3) (注4)	46,158
子会社	㈱かわ屋イ ンターナシ ョナル	(所有) 直接50.0	役員の兼任	経営指導 資金の援助	提携料収入 (注1)	10,253	関係会社長 期貸付金 (注3)	3,259
子会社	㈱ジェイブ ィールド	(所有) 直接100.0	役員の兼任	経営指導 資金の援助	提携料収入 (注1)	8,579	関係会社長 期貸付金 (注3)	15,213

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格の決定については市場価格及び業務内容を勘案して交渉の上、決定しております。
2. 債務保証は金融機関からの借入に対して行っているものであります。なお、保証料は受領していません。
3. 資金の貸付については無利息としております。
4. 子会社への貸倒懸念債権等に対し、合計1,699,029千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計261,260千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	△12円86銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△190円64銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年4月17日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 幸 雄

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 本 郷 大 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの 2022 年 3 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日までの第 22 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続出来なくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、グループ監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその他子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月18日

株式会社ジェイグループホールディングス	監査役会
常勤監査役	安田 博 ㊟
監査役(社外監査役)	安達 幸子 ㊟
監査役(社外監査役)	黒田 和貴 ㊟

以 上

【第22回定時株主総会】
株主総会参考書類

第1号議案 合併契約承認の件

当社と当社の100%子会社である株式会社ジェイプロジェクト（以下、『ジェイプロジェクト』といいます。）及び株式会社ジェイブライダル（以下、『ジェイブライダル』といいます。）は、2023年6月1日を効力発生日として、当社を存続会社、ジェイプロジェクト及びジェイブライダルを消滅会社とする吸収合併を行うことに合意し、かかる合併契約を2023年4月18日に締結いたしました。

本議案は、本吸収合併にかかる合併契約の内容について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 吸収合併を行う理由

当社グループは、2012年9月にグループ経営機能と執行機能を明確に分離し、持株会社においてはグループ経営戦略の立案機能とグループ経営資源の配分の最適化の意思決定を、各事業子会社においてはグループ経営戦略に基づく機動的な業務執行による競争力及び効率性を目的として持株会社体制に移行し、持株会社である当社が中心となりグループ企業価値の最大化を目指してまいりました。

しかし、昨今の環境の変化を受け、経営効率の改善を図ることが急務となっております。つきましては、持株会社と主要事業会社の統合により効率的な経営体制を構築すべく、当社と主要事業会社であるジェイプロジェクト及びジェイブライダルの吸収合併を行うものであります。

2. 合併契約の内容

当社及びジェイプロジェクト並びにジェイブライダルが2023年4月18日付で締結した合併契約の内容は次のとおりです。

合併契約書（写）

株式会社ジェイグループホールディングス（本店：名古屋市中区栄三丁目4番28号、以下「甲」という。）と株式会社ジェイプロジェクト（本店：名古屋市中区栄三丁目4番28号、以下、「乙」という。）と株式会社ジェイブライダル（本店：名古屋市西区牛島町6番1号名古屋ルーセントタワー2F、以下、「丙」という。）は、三社の合併に関して以下のとおり合意し、本契約を締結する。

第1条（合併の方式）

- ① 甲と乙は合併し、甲が存続し、乙は解散する。
- ② 甲と丙は合併し、甲が存続し、丙は解散する。
- ③ 前2項の手続は、同時に行う。
- ④ 第1項の登記手続（甲における合併による変更登記と乙における合併による解散登記）と、第2項の登記手続（甲における合併による変更登記と丙における合併による解散登記）は、同時に行う。

第2条（合併期日）

- ① 甲及び乙の合併期日と甲及び丙の合併期日は、共に令和5年6月1日とし、合併期日を合併の効力発生日とする。
- ② 合併手続の進行に応じ必要のあるときは、甲乙間又は甲丙間が協議のうえ、書面で合意した場合は合併期日を変更することができる。この場合において、甲乙間の合併又は甲丙間の合併のいずれか一方に合併期日の変更が生じたときは、他方もこれに応じて変更するものとし、書面で合意するものとする。

第3条（資本金の額）

甲は、合併による新株の発行及び資本金の増加は行わないものとする。但し、準備金については、合併期日における乙又は丙の資産状況によっては、協議のうえ書面にて合意した場合には増加させることができる。

第4条（株主総会の合併承認）

- ① 甲は、令和5年5月30日に株主総会を開催し、本契約書の承認及び甲乙間、甲丙間の合併に必要な事項に関する決議を求める。但し、合併手続の進行に応じ、必要あるときは、各々協議してこれを変更することができる。
- ② 乙は、令和5年5月30日に株主総会を開催し、本契約書の承認及び甲乙間の合併に必要な事項に関する決議を求める。但し、合併手続の進行に応じ、必要あるときは、各々協議してこれを変更することができる。
- ③ 丙は、令和5年5月30日に株主総会を開催し、本契約書の承認及び甲丙間の合併に必要な事項に関する決議を求める。但し、合併手続の進行に応じ、必要あるときは、各々協議してこれを変更することができる。

第5条（資産の承継）

乙及び丙は、令和5年2月28日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産及び負債を甲に引き継ぎ、甲はこれらを承継する。

第6条（会社財産の善管注意義務）

甲、乙及び丙は、本契約締結後合併期日までの間、善良な管理者の注意をもって各々業務を遂行し、かつ、一切の財産管理の運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、誠実に協議し、書面にて決定する。

第7条（合併条件の変更、解除及び連動契約性）

- ① 本契約締結から合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により甲又は乙、丙の財産又は経営状態に重大な変更を生じたとき、又は隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、各々協議のうえ、合併契約を変更又は解除をすることができるものとする。但し、本契約の変更又は解除は、書面による合意によってのみなされるものとする。
- ② 前項の場合において、甲乙間又は甲丙間の一方について合併契約の変更又は解除があった場合は、他方の契約において同趣旨の契約変更又は解除することができるものとする。

第8条（協議）

本契約に規定する事項の他、合併に必要な事項については、各々協議のうえ決定する。

以上、本契約締結の証として、甲、乙、丙が記名・捺印する。

令和5年4月18日

甲（存続会社） 名古屋市中区栄三丁目4番28号
株式会社ジェイグループホールディングス
代表取締役 新田二郎

乙（消滅会社） 名古屋市中区栄三丁目 4 番28号
株式会社ジェイプロジェクト
代表取締役 林 裕 二

丙（消滅会社） 名古屋市中区牛島町 6 番 1 号
名古屋ルーセントタワー 2 階
株式会社ジェイブライダル
代表取締役 木 村 直 人

3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

当社は吸収合併消滅会社であるジェイプロジェクト及びジェイブライダルの発行済み株式の全部を所有しているため、本合併により株式その他の対価の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の増加はありません。

(2) 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

(3) ジェイプロジェクト及びジェイブライダルの最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社であるジェイプロジェクト及びジェイブライダルの最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jgroup.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会参考書類には記載しておりません。

第2号議案 剰余金処分の件

利益配分につきましては、株主の皆様への継続的な安定配当を基本とし、業績の推移と中長期事業計画を勘案して実施しております。

当期の配当につきましては、前期までの当期純損失計上による純資産の毀損に鑑み、事業リスクを考慮した健全な財務体質への回復を優先すべきと判断し、誠に遺憾ではございますが、普通株式及びA種種類株式につきましては無配とさせていただき、B種種類株式につきましては発行時に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

当社といたしましては、中期経営計画の重点施策を着実に実行するとともに、財務基盤の早期安定化、安定的な収益力の構築を図り、早期に普通株主及びA種種類株主の皆様へ復配できるよう努めてまいります所存でございます。

なお、B種種類株式に対する配当につきましては、その他資本剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
B種種類株式1株につき40,113円97銭
総額40,113,970円
3. 剰余金の配当の効力が生ずる日
2023年5月31日

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

今般の新型コロナウイルス感染症拡大は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼしており、収束時期についても未だ予測困難であることから、業績の回復・改善には一定期間を要することが見込まれます。このような先行き不透明な状況を踏まえ、今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるとともに、税負担の軽減及び配当原資の確保を図ることを目的とし、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響が生じるものではございません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の総額90,878,810円を80,878,810円減少して10,000,000円とする。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を上記のとおり行った上で、全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の総額80,878,810円を80,878,810円減少して0円とする。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、全額をその他資本剰余金に振り替えます。

4. 本資本金等の額の減少が効力を生ずる日

2023年5月30日

第4号議案 資本剰余金の利益剰余金への振替の件

1. 剰余金処分目的

2023年2月末現在、当社の個別のその他資本剰余金は、52億1,999万1,020円となっているものの、繰越利益剰余金は40億4,533万562円の損失（繰越損失）となっております。

こうした資本構成の偏りを是正し、財務体質の健全化を図るとともに、早期に復配できる体制を実現するため、会社法第452条及び第459条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越損失を填補し、繰越損失を減少することをお願いするものであります。

2. 剰余金処分の要領

2023年2月末現在の当社の個別のその他資本剰余金52億1,999万1,020円のうち、8億1,631万40円を2023年5月30日付で減少させ、減少させたその他資本剰余金の額を繰越利益剰余金に振り替えます。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその金額
その他資本剰余金 816,310,040円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその金額
繰越利益剰余金 816,310,040円
- (3) 効力発生日
2023年5月30日

第5号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、また、資本構成の偏りを是正し、財務体質の健全化を図るとともに、早期に復配できる体制を実現するため、会社法第452条及び第459条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越損失を填補し、繰越損失を減少するよう、変更案第40条（剰余金の配当等の決定機関）の新設をするものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人において取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>(A種優先配当金の除斥期間)</p> <p>第11条の9 第46条の規定は、A種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>第11条の10 当社は、第44条第1項の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主</p> <p>(以下「B種種類株主」という。)またはB種種類株式の登録株式質権者(以下「B種種類登録株式質権者」といい、B種種類株主と併せて「B種種類株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主等及びA種種類株主等に先立ち、B種優先配当金として、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日がB種種類株式に係る払込期日(以下「B種払込期日」という。))と同一の事業年度に属する場合は、B種払込期日とする。)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「B種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の11に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、B種優先配当金に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人において取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>(A種優先配当金の除斥期間)</p> <p>第11条の9 第43条の規定は、A種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</p> <p>(B種優先配当金)</p> <p>第11条の10 当社は、第41条第1項の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主</p> <p>(以下「B種種類株主」という。)またはB種種類株式の登録株式質権者(以下「B種種類登録株式質権者」といい、B種種類株主と併せて「B種種類株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主等及びA種種類株主等に先立ち、B種優先配当金として、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金(次項において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日がB種種類株式に係る払込期日(以下「B種払込期日」という。))と同一の事業年度に属する場合は、B種払込期日とする。)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(以下「B種優先配当金額」という。)を支払う(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。)。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の11に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、B種優先配当金に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>

現行定款	変更案
<p>2 ある事業年度において、B種種類株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3 当社は、B種種類株主等に対して、B種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。（B種期中優先配当金）</p> <p>第11条の11 当社は、第44条第2項及び第45条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対して、普通株主等及びA種種類株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日がB種払込期日と同一の事業年度に属する場合は、B種払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、B種期中優先配当金に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役は9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>2 ある事業年度において、B種種類株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。</p> <p>3 当社は、B種種類株主等に対して、B種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。（B種期中優先配当金）</p> <p>第11条の11 当社は、第41条第2項及び第42条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対して、普通株主等及びA種種類株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日がB種払込期日と同一の事業年度に属する場合は、B種払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、B種期中優先配当金に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は9名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外とを区別して、それぞれ株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の設置) 第30条 当会社は、監査等委員会を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことが出来る。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役及び監査役会の設置) 第29条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役員の員数) 第30条 当会社の監査役は3名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。 (監査役会の決議方法)	(削除)
第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	(削除)
2 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	
第39条～第41条（条文省略）	第35条～第37条（現行どおり） （会計監査人の報酬等）
（会計監査人の報酬等） 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第43条（条文省略） （新設）	第39条（現行どおり） （剰余金の配当等の決定機関）
（期末配当金） 第44条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。 （期末配当金）
2 前項の規定のほか、当社は、株主総会の決議によって、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期中配当金」という。）をすることができる。	第41条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 2 前項の規定のほか、当社は、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期中配当金」という。）をすることができる。

現行定款	変更案
<p data-bbox="109 121 367 143">第45条～第46条 (条文省略)</p> <p data-bbox="109 166 420 188"><u>以上、上記は当会社の定款である。</u></p> <p data-bbox="109 210 151 232">附則</p> <p data-bbox="296 234 352 256">(新設)</p>	<p data-bbox="568 121 848 143">第42条～第43条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="759 166 817 188">(削除)</p> <p data-bbox="568 210 610 232">附則</p> <p data-bbox="568 234 1013 371"><u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第22回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第5号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	にっ た じ ろう 新田 二郎 (1966年10月12日生)	1991年3月 名古屋レジャー開発株式会社代表取締役 1997年3月 有限会社ジェイプロジェクト設立代表取締役 2001年3月 有限会社ジェイプロジェクトを改組し、当社 設立 代表取締役社長 2001年8月 株式会社ジェイメディックス代表取締役 2002年4月 有限会社ジェイプライダル取締役 2005年11月 株式会社ジェイプライダル取締役 2008年3月 株式会社ジェイメディックス取締役 2011年3月 株式会社ディアジェイ代表取締役 2016年3月 株式会社ジェイプロジェクト取締役（現任） 2020年5月 当社代表取締役 2022年5月 当社代表取締役会長（現任）	普通株式 200,000株
2	なか がわ あき なり 中川 晃成 (1965年6月20日生)	1989年4月 大阪ガス株式会社入社 2005年10月 株式会社キンレイ取締役外食カンパニーCEO 2013年7月 株式会社KRフードサービス代表取締役社長 2018年12月 株式会社KRホールディングス代表取締役社長 2019年7月 当社社長執行役員 2020年5月 当社取締役社長 同 株式会社ジェイプロジェクト取締役（現任） 2020年10月 株式会社フードプラス・ホールディングス社 外取締役（現任） 2022年5月 当社代表取締役社長（現任）	普通株式 7,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	はやし よし ろう 林 芳 郎 (1965年5月11日生)	1988年6月 名古屋レジャー開発株式会社入社 1996年9月 株式会社ジェイメディックス設立代表取締役 1997年3月 有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年3月 当社取締役 2001年8月 株式会社ジェイメディックス取締役 2002年4月 有限会社ジェイプライダル設立代表取締役 同 当社常務取締役 2005年4月 当社専務取締役経営企画室長 2005年11月 株式会社ジェイプライダル代表取締役 2006年8月 当社専務取締役経営企画担当 2008年8月 当社専務取締役経営企画、店舗開発担当 2012年9月 当社取締役副社長 2014年2月 株式会社ジェイグループインターナショナル 代表取締役 2016年3月 株式会社ジェイフィールド代表取締役(現 任) 2017年11月 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締 役(現任) 2019年7月 当社取締役副社長執行役員 2020年5月 当社取締役副社長(現任) 2022年5月 株式会社ジェイプロジェクト取締役 (現任) 同 株式会社ジェイプライダル取締役 (現任)	普通株式 192,000株
4	はやし ゆう じ 林 裕 二 (1972年4月26日生)	1992年8月 名古屋レジャー開発株式会社入社 1997年3月 有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年3月 当社入社第三営業部長兼社長室長 2003年3月 当社東京支店長 2004年5月 当社取締役東京支店長 2005年4月 当社常務取締役東京支店長 2007年1月 当社常務取締役営業担当 2012年9月 当社常務取締役 同 株式会社ジェイプロジェクト代表取締役 (現任) 2017年8月 株式会社Second ENGINE代表取締役 2019年7月 当社取締役常務執行役員 2020年5月 当社常務取締役(現任)	普通株式 144,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2023年3月6日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第7号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査役3名全員は、会社法第336条第4項第2号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	たま だ たか ひこ 玉田 貴彦 (1970年9月29日生)	1995年11月 株式会社アタックス入社 1998年1月 三優監査法人入社 1999年11月 公認会計士登録 2000年9月 朝日監査法人(現:有限責任あずさ監査法人)入社 2006年7月 当社入社 2009年7月 税理士登録 同 玉田貴彦税理士事務所開設所長(現任) 2016年6月 東陽監査法人社員(現任) 2020年5月 当社取締役(現任)	普通株式 1,400株
2	あ だち さち こ 安達 幸子 (1955年4月14日生)	1976年4月 ビクター音楽産業株式会社入社 1985年12月 日本レジャー開発株式会社入社 1992年3月 ノヴァトレーディング株式会社 取締役業務部長 1996年8月 株式会社いち花取締役業務部長 2005年5月 当社社外監査役 2007年5月 当社社外常勤監査役 2020年5月 当社社外監査役(現任)	普通株式 40,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	ほそのじゅんぞう 細野 順三 (1971年10月26日生)	1997年3月 株式会社財務工房入社 2000年3月 ニューブリッジ株式会社入社 2001年5月 同社取締役 2004年11月 freebalance株式会社代表取締役(現任) 2005年4月 ソルト・コンソーシアム株式会社 社外監査役(現任) 2007年5月 当社社外監査役 2013年6月 株式会社海帆社外監査役(現任) 2015年5月 当社社外取締役(現任) 2017年10月 株式会社ファッツ社外取締役 2017年11月 株式会社テイクキュー社外監査役(現任)	普通株式 8,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安達幸子氏及び細野順三氏は社外取締役候補者であります。
3. 安達幸子氏を社外取締役監査等委員候補者とした理由および期待される役割は、主にコーポレートガバナンスの見地から当社グループ全体の経営監視をお願いするとともに他社での業務執行取締役としての経験等を活かした有効な助言を期待し選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社監査役の在任期間は本総会終結の時をもって18年であります。
4. 細野順三氏を社外取締役監査等委員候補者とした理由および期待される役割は、当社の社外監査役を8年間務め、当社の事業内容等に精通してこられた経験を当社の経営体制の強化に生かしていただける人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。なお、現在は当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本株主総会の終結の時をもって8年になります。
5. 安達幸子氏及び細野順三氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。両氏が選任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定です。
6. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について
当社は、玉田貴彦氏、安達幸子氏及び細野順三氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2023年3月6日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第8号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査等委員の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
いし はら しん じ 石原真二 (1954年11月3日生)	1985年4月 弁護士登録 同 石原法律事務所（現：石原総合法律事務所）入所 1991年8月 株式会社オータケ監査役 2003年9月 豊島株式会社監査役（現任） 2003年12月 小林記録紙株式会社監査役（2007年10月小林クリエイティブ株式会社に商号変更） 2007年6月 株式会社トーエネック監査役 2011年8月 石原総合法律事務所所長（現任） 2013年6月 矢作建設工業株式会社社外取締役（現任） 2015年8月 株式会社オータケ社外取締役監査等委員（現任） 2018年6月 株式会社十六銀行監査役 2021年10月 株式会社十六フィナンシャルグループ社外取締役監査等委員（現任）	一株

- (注) 1. 候補者の在籍する石原総合法律事務所と当社とは法律顧問契約を締結しております。
2. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任するものであります。
3. 石原真二氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

同氏は弁護士として法務に精通しており、当社のコーポレート・ガバナンスの体制強化に関して有効な助言をいただけると判断して、社外監査等委員の補欠監査等委員候補者として選任をお願いするものであります。

4. 石原真二氏が監査等委員に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令が規定する額を上限とする責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2023年3月6日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 石原真二氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2004年5月26日開催の第3回定時株主総会において年額500百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第5号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第5号議案および第6号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を決定するにあたって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する基本方針において次の2点を掲げております。

- 1）当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。
- 2）当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、在任年数、経営に対する貢献度、当社の業績・経営環境等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

なお、本議案は第5号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第10号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第5号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第5号議案および第7号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案においてお諮りする報酬等の額は、役割および責任に応じたものであり、

同業同規模会社の水準等と比較して妥当であるとともに、株主の利益に反するものでない適切な水準であり、相当であると考えております。

なお、本議案は第5号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第11号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるフロンティア監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。

つきましては、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人として、五十鈴監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が、五十鈴監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、監査体制及び独立性、内部監査体制や監査報酬等を総合的に勘案して適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	五十鈴監査法人		
事務所の所在地	主たる事務所 〒514-0033 三重県津市丸之内34番5号（津中央ビル6階）		
沿革	1983年5月 三重県下第1号の監査法人として設立 1990年9月 津市中央2番4号に事務所を移転 1992年6月 桑名市大中央町17番地2に桑名分室を開設 2006年6月 桑名分室を桑名事務所とする 2007年5月 日本公認会計士協会上場会社監査事務所登録 2008年11月 本部・津事務所を津市丸之内34番5号に移転 2013年8月 経営革新等支援機関の認定 2022年10月 名古屋市中村区名駅三丁目4番10号に名古屋オフィス開設		
概要	資本金	14百万円	
	構成人員	代表社員	6名
		社員	2名
		マネージャー	11名
		スタッフ	
		公認会計士	12名
		会計士試験合格者	3名
		その他	3名
		事務系職員	2名
		合計	39名
	監査関与社数	65社	

以上

【普通株主様による種類株主総会】
株主総会参考書類

議案 合併契約承認の件

第22回定時株主総会の株主総会参考書類に記載の第1号議案「合併契約承認の件」の内容と同一であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

所在地：名古屋市西区牛島町6-1
会場：名古屋ルーセントタワー16階 会議室
電話：052-990-2732



交通 JR名古屋駅／地下鉄東山線・桜通線名古屋駅／名鉄名古屋駅／
近鉄名古屋駅／あおなみ線名古屋駅／地下道直結 徒歩5分

お願い

1. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 株主総会ご来場の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。なんとぞご理解いただきますよう、お願い申し上げます。